

診療所・歯科診療所 の開設について

練馬区保健所 生活衛生課 医務薬事係

〒176-8501 練馬区豊玉北 6-12-1

TEL 03-5984-1352 (直通)

FAX 03-5984-1211

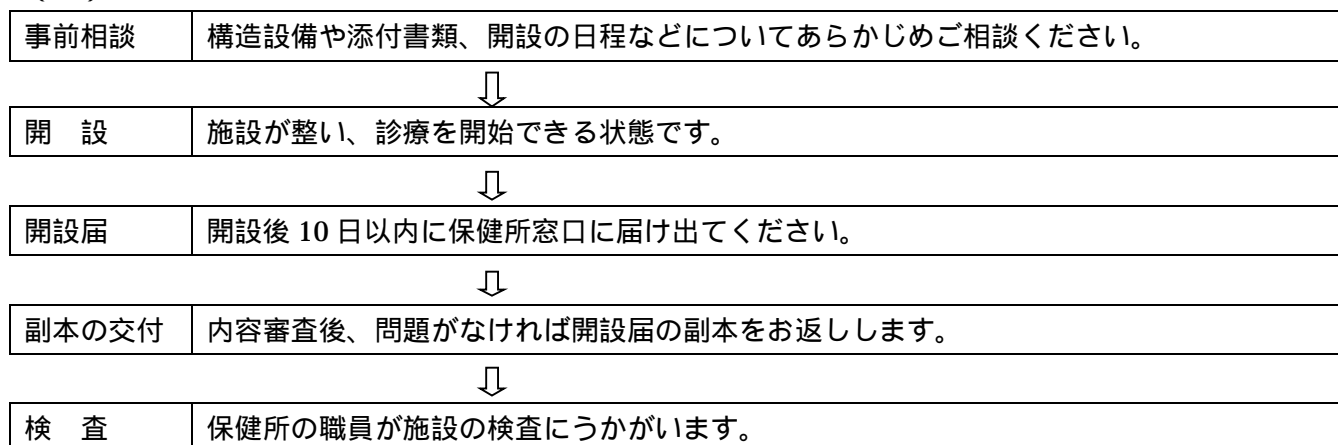
更新日：令和元年 8 月 1 日

診療所・歯科診療所の開設について

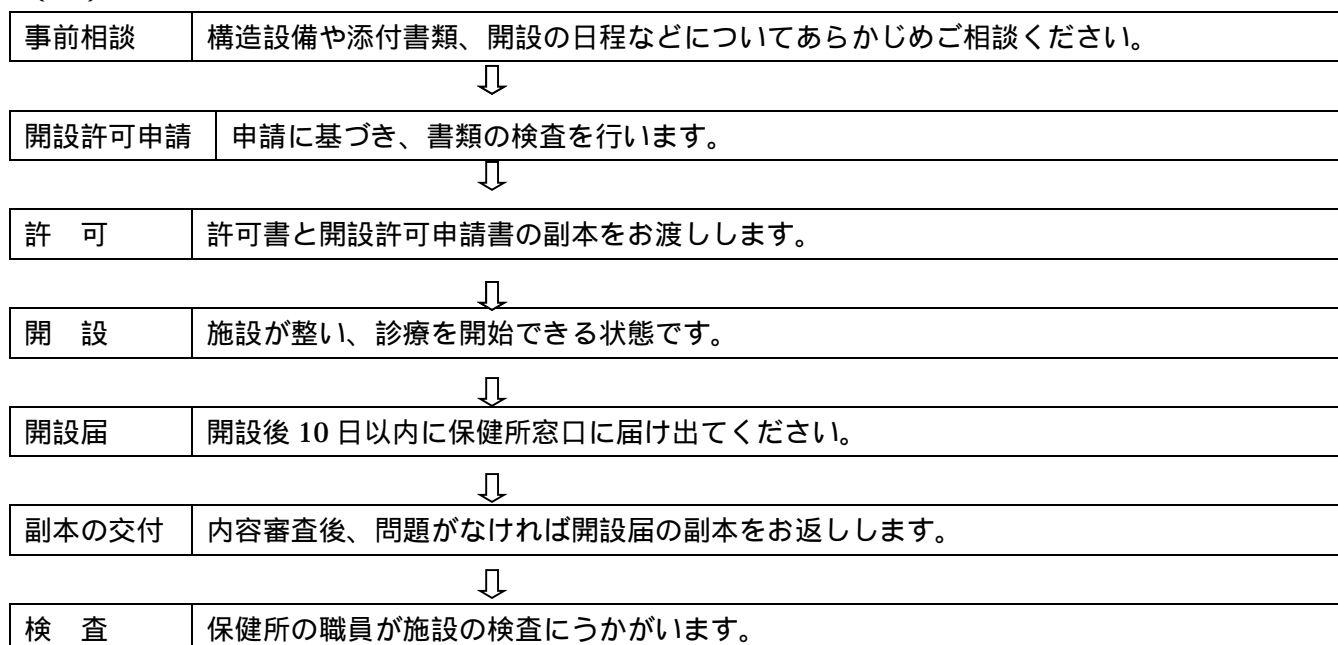
1 開設の流れ

無床診療所の場合について説明します。有床診療所を開設する場合は東京都福祉保健局医療政策部医療安全課医務担当（TEL 5320 - 4431）に事前に相談してください。

（1）医師・歯科医師が開設する場合

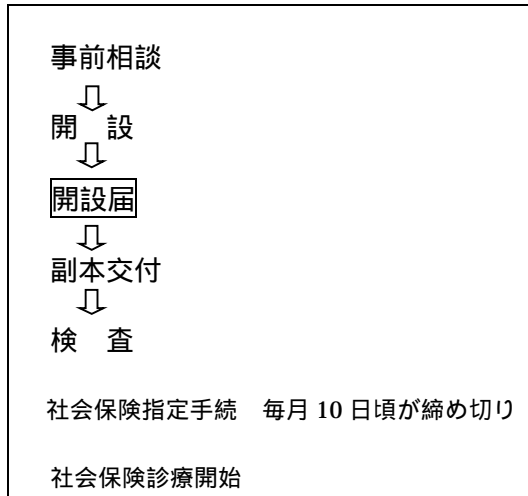


（2）医師・歯科医師でない者が開設する場合

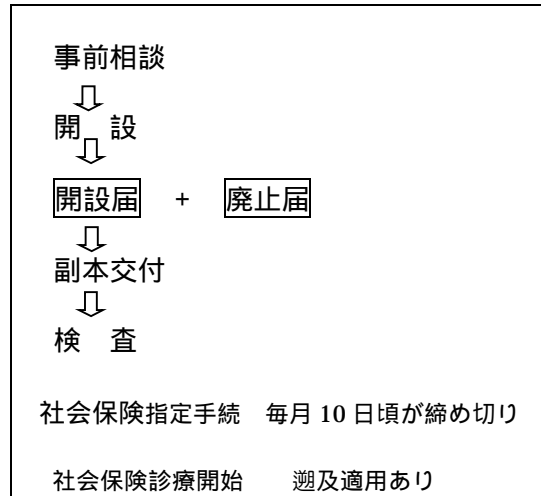


診療所開設の流れ

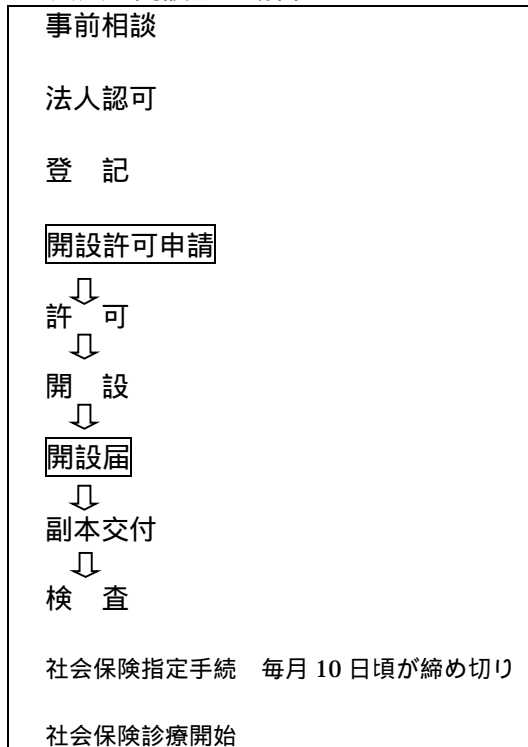
医師・歯科医師が開設する場合



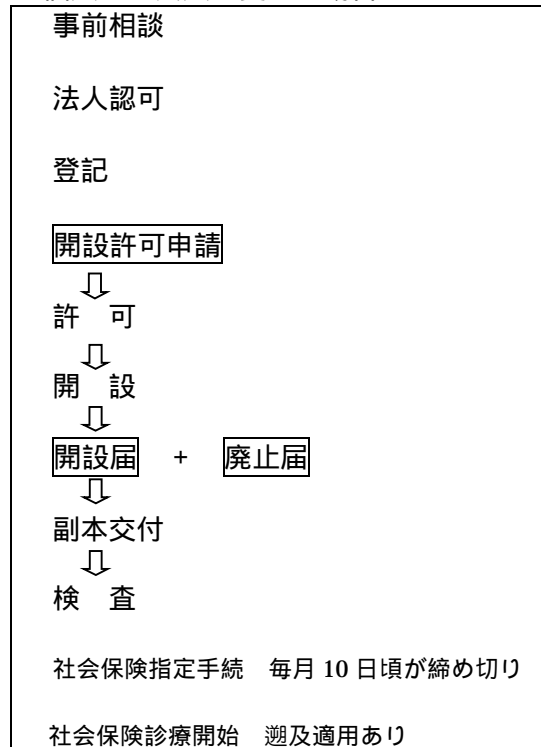
親から子へ代替わりする場合



法人が開設する場合



個人から法人に変える場合



⇒ は保健所での手続きです。

は関係機関での手続きです。

保険医療機関としての指定は、関東信越厚生局東京事務所にご相談ください。
 関東信越厚生局東京事務所 電話 03-6692-5119 (代表) FAX 03-6698-5447
 〒163-1111 東京都新宿区西新宿6-22-1 新宿スクエアタワー 11階

2 医師・歯科医師が開設する場合

(1) 提出書類

開設届を開設後10日以内に保健所へ提出してください。

提出書類		部数	注意事項
診療所・歯科診療所開設届		2	診療所と歯科診療所では様式が異なります。
添 付 書 類	開設者の医師（歯科医師） 免許証の写し及び臨床研 修修了登録証の写し	2	臨床研修修了登録証および免許証の本証を提示してください。 臨床研修修了登録証は対象者のみ。
	開設者の職歴書	2	住所、氏名、生年月日、連絡先、学歴及び職歴を記載し、押印 してください。 職歴は各勤務先の入職・退職と当該診療所を開設したことを 記載してください。
	診療に従事する医師（歯 科医師）の医師（歯科医 師）免許証の写し及び臨 床研修修了登録証の写し	2	医師（歯科医師）免許証については原則として本証を提示して ください。 臨床研修修了登録証は対象者のみ。
	医療従事者免許証の写し	2	医師（歯科医師）以外の医療従事者免許証については本証の提 示は省略できます。
	土地の登記事項証明書	2	2通のうち1通は写しでもかまいません。 ビルの一室を賃借する場合は省略できます。
	建物の登記事項証明書	2	2通のうち1通は写しでもかまいません。
	賃貸借契約書の写し （必要に応じて）	2	土地または建物を賃借している場合に必要となります。土地・ 建物の所有者まで遡れるすべての契約書の写しを提出してくだ さい。また、転貸契約の場合は、転貸に関する承諾書・同意書 などが必要です。
	敷地の平面図	2	建物を所有する場合は土地と建物の関係性を示す平面図を、ビ ルの一部を使用する場合は使用する全ての階の平面図を添付し てください。
	敷地周囲の見取図	2	道路と建物の位置関係がわかるもの
	建物の平面図	2	縮尺100分の1以上のもの ベット・機器類の配置、各室の用途と面積、外気開放面積と位 置又は換気装置の位置、消毒設備の位置並びに病室にあっては、 病室番号及び定床数を記入してください。
エックス線診療室放射線 防護図（エックス線診療 室を備える場合）	2	平面図及び立面図 縮尺50分の1のものとし、壁及び鉛の厚さを記入 してください。	
診療所への案内図	2	最寄りの駅等から診療所までがわかるもの	

3 医師・歯科医師でない者（法人）が開設する場合

医師・歯科医師でない者（法人）が開設する場合は、診療所開設許可を受ける必要があります。開設許可証の交付には、2週間程度の時間が必要です。許可証交付後に開設が可能となります。

医療法人の認可の手続きについては、東京都福祉保健局医療政策部医療安全課医療法人担当（TEL 5320-4426）に事前に相談してください。

診療所開設許可申請書

提出書類		部数	注意事項
診療所開設許可申請書		2	診療所と歯科診療所では様式が異なります。
申請手数料			現金（18,000円）をご用意ください。
添付書類	法人の定款（写し）	2	開設許可の対象診療所が記載されているもの。
	法人の登記事項証明書（履歴事項全部証明書）	2	医療法人の場合は、目的の欄に、開設許可を受けようとする診療所が記載されていること。2通のうち1通は写しでもかまいません。
	土地の登記事項証明書	2	2通のうち1通は写しでもかまいません。 ビルの一室を賃借する場合は省略できます。
	建物の登記事項証明書	2	2通のうち1通は写しでもかまいません。
	賃貸借契約書の写し（必要に応じて）	2	土地または建物を賃借している場合に必要となります。土地・建物の所有者まで遡れるすべての契約書の写しを提出してください。また、転貸契約の場合は、転貸に関する承諾書・同意書などが必要です。
	敷地の平面図	2	建物を所有する場合は土地と建物の関係性を示す平面図を、ビルの一部を使用する場合は使用する全ての階の平面図を添付してください。
	敷地周囲の見取図	2	道路と建物の位置関係がわかるもの
	建物の平面図	2	縮尺100分の1以上のもの ベット・機器類の配置、各室の用途と面積、外気開放面積と位置又は換気装置の位置、消毒設備の位置並びに病室にあっては、病室番号及び定床数を記入してください。
	エックス線診療室放射線防護図（エックス線診療室を備える場合）	2	平面図及び立面図 縮尺50分の1のものとし、壁及び鉛の厚さを記入してください。
	診療所への案内図	2	最寄りの駅等から診療所までがわかるもの

開設許可申請に必要な書類が添付されない場合は、申請を受理できません。

診療所・歯科診療所開設届（法人開設）

開設許可を受けた後、開設日から10日以内に、開設届を提出してください。

提出書類		部数	注意事項
診療所・歯科診療所開設届		2	医師・歯科医師の個人による開設とは様式が異なります。
添 付 書 類	管理者の医師（歯科医師）免許証の写し及び臨床研修修了登録証の写し	2	臨床研修修了登録証および免許証の本証を提示してください。 臨床研修修了登録証は対象者のみ。
	管理者の職歴書	2	住所、氏名、生年月日、連絡先、学歴及び職歴を記載し、押印してください。 職歴は各勤務先の入職・退職と当該診療所の管理者に就任したことを記載してください。 開設者が医療法人の場合は、管理者が法人の理事に就任したことも記載してください。
	診療に従事する医師（歯科医師）の医師（歯科医師）免許証の写し及び臨床研修修了登録証の写し	2	医師（歯科医師）免許証については原則として本証を提示してください。 臨床研修修了登録証は対象者のみ。
	医療従事者免許証の写し	2	医師（歯科医師）以外の医療従事者免許証については本証の提示は省略できます。
	（医療法人のみ） 法人の理事に就任していることが分かる書類の写し	2	開設者が医療法人の場合は、管理者が法人の理事に就任したことがわかる書類を添付してください。 （例：理事会議事録等）

4 エックス線装置を設置する場合

診療用エックス線装置を設置する場合は、診療用エックス線備付届を開設届と一緒に（または、設置後10日以内に）提出して下さい。なお、エックス線装置が2台以上ある場合は、それぞれの装置ごとに提出してください。

提出書類		部数	注意事項
診療用エックス線装置備付届		2	管理者による届出のため、開設者ではなく、管理者による記名押印が必要です。
添付書類	エックス線診療室の平面図および側面図	2	隣接室名、上階および下階の室名ならびに周囲の状況を明記したエックス線診療室の50分の1の平面図および側面図。ただし歯科診療室は50分の1または25分の1の見易い縮図を添付してください。 図面には、防護物の材料名、厚さ、管理区域標識設置位置、注意事項掲示位置、使用中ランプ設置位置、管理区域等を明記してください。
	漏えい放射線測定結果報告書（写）	2	測定年月日、測定器の名称、測定者、測定条件、測定結果等が明記してあるものを添付してください。

エックス線装置を備える場合の注意事項

放射線防護がなされ、かつ、別に操作する場所を設けること。（省令第30条の4）

エックス線診療室である旨の標識を付すこと。（省令第30条の4第3項）

放射線管理区域の標識を付すこと。（省令第30条の16）

目の付きやすい場所に、従事者及び患者への注意事項の表示を掲示すること。

（省令第30条の13）

エックス線装置を使用しているときは、エックス線診療室の出入り口にその旨を

表示すること。（使用中の表示）（省令第30条の20第2項第1号）

移動式のポータブル装置であっても、診察室等で大半を使用する場合は、エックス線防護設備を設けること。

5 構造設備（無床診療所）

（医療法第 23 条、医療法施行規則第 16 条、第 20 条、第 30 条）

1	診療所は、他の施設と機能的かつ物理的に区画されていること。 〔例〕 診療所と居宅等が併設の場合、診療所と居宅等の出入り口が別であり、廊下等を共有することなく明確に区画すること。 ビル内に診療所がある場合、ビルの階段、廊下等と明確に区画すること。
2	医療機関の各施設は、原則として構造上の一体性を保つこと。
3	診療所の内部構造は、必要な各室が独立していること。
4	各室の用途が明示され、病室については、病室番号及び定床数が明示されていること。
5	診療室等各室の標準床面積は、下記の基準以上とすること。（指導基準） 診察室 1 室あたり 9.9 m ² 以上 待合室 1 室あたり 3.3 m ² 以上 歯科診療室 1 セットの場合 6.3 m ² 以上。2 セット以上は 1 セットあたり 5.4 m ² 以上 歯科技工室 1 室あたり 6.6 m ² 以上 調剤所 1 室あたり 6.6 m ² 以上 分娩室 1 室あたり 9.9 m ² 以上
6	診察室に関する規定（指導基準） 1 室で多くの診療科を担当することは好ましくない。 小児科については、単独の診療室を設けることが望ましい。 他の室と明確に区画されていること。他の室への通路となるような構造でないこと 診察室と処置室を兼用する場合は、処置室として使用する部分をカーテン等で区画することが望ましい。 患者のプライバシー保護に努めること。 診察室は、医師 1 人につき 1 室が望ましい。 給水設備があることが望ましい。
7	歯科診療室に関する規定（指導基準） 他の室と明確に区画されていること。他の室への通路となるような構造でないこと。
8	歯科技工室に関する規定 防塵設備、防火設備、消火用機械・器具等必要な設備を設けること。 床面積の 1/7 以上の採光面積、1/20 以上の外気開放面積を確保すること。ただし、換気扇等により十分換気ができる構造になっている場合は、外気開放面積は 1/20 以下でもよい。 当該診療所の患者以外の者に対する歯科技工が行われる場合には、歯科技工所としての届けが必要であり、診療所と明確に区分すること。
9	調剤所に関する規定（院内処方の場合） 採光、換気を十分にし、かつ清潔を保つこと。 冷暗所（又は冷蔵庫）を設けること。 感量 10 mg 及び 500mg の天秤を備え付けること。ただし、分包調剤の薬品のみを取扱い、他は処方箋を発行する場合などは実情に応じて処理してよい。 鍵のかかる貯蔵設備（麻薬保管用金庫等）を設けること。 調剤所と他の室との間には、隔壁を設けること。
10	その他の規定 暖房施設は、診察室、処置室、エックス線室及び待合室に設けること。

6 構造設備（有床診療所）

1 病室に関する規定

1 室の病床数は 10 床以下とすること。ただし、未熟児室はこの限りでない。

床面積は、患者 1 人を収容するものにあたっては 6.4 m²以上、患者 2 人以上を収容するものにあたっては患者 1 人あたり 4.3 m²以上とする。ただし、小児だけを収容する場合は、基準床面積 2/3 以上とすることができるが、1 室の床面積が 6.3 m²以下であってはならない。（施行規則第 16 条第 1 項第 3 号イ、ロ、第 4 号）

採光面積は、病室の床面積の 1/7 以上とすること。

換気のための窓及びその他開口部の面積は、病室の床面積の 1/20 以上とすること。ただし、機械換気設備等の換気装置を設けている場合はこの限りではない。

天井高は、2.1m 以上とすること。

病室は、地階または 3 階以上に設けてはならない。ただし、放射線治療病室は、地階に設けることができる。また、建物の主要構造部が耐火建築の場合は、3 階以上に病室を設けることができる。

未熟児室は小児病室であり、新生児室は病室ではないが小児病室に準じること。

段室内に出入り口のある病室を設けることは望ましくない。

2 階段に関する規定

2 階以上の階に病室がある場合は、患者の使用する屋内直通階段を 2 以上設けること。ただし、患者の使用するエレベーターが設置されているものまたは、2 階以上の各階で病室の床面積の合計が 50 m²（主要構造部が耐火建築のものは 100 m²）以下のものは、1 とすることができる。患者 10 人以上の収容施設を有する診療所の屋内直通階段の構造は、階段および踊場の幅は内法で 1.2m 以上、け上げは 20 cm 以下、踏面は 24 cm 以上とし、手すりを設けること。

3 階以上の階に病室がある場合は、避難階段を 2 以上設けること。ただし、屋内直通階段の構造が建築基準法の避難階段としての構造を持つ場合にはこの直通階段を避難階段の数に算入できる。

3 廊下に関する規定（患者 10 人以上の収容施設を有する診療所に適用される）

患者が使用する廊下の幅は、内法で 1.2m 以上とし、両側に居室のある廊下（中廊下）の幅は内法で 1.6m 以上とすること。

4 その他の規定

産科（産婦人科）を標榜する診療所は、新生児入浴施設を設けること。

消毒施設、汚物処理施設、便所またはその他の汚物だめは、病室、食堂、調理室または配膳室から相当の間隔を保って設けること。

暖房施設は、診察室、処置室、手術室、病室、エックス線室、分娩室、新生児入浴施設および待合室に設けること。

7 開設にあたっての注意事項

<p>1 医療従事者に関する規定</p> <p>常時医師が3人以上勤務する診療所は、専属の薬剤師を置くこと。ただし、医療法第18条ただし書きの規定による許可を受けた場合はこの限りではない。</p> <p>免許職種については、常勤、非常勤にかかわらず全て届けること。</p>
<p>2 名称に関する規定</p> <p>診療所の名称としてふさわしくない語句の例</p> <ul style="list-style-type: none">* 世界・日本・国際・東京など広範な地域を示す語句* 中央・センター等中心を差すような語句* 優良等、他の診療所等より優れていると思わせるような語句* 会等、個人開設であるにもかかわらず法人と誤認させるような語句* 病院診療所、 病院分院等、病院に紛らわしい語句 <p>診療所の名称として使用可能なもの</p> <ul style="list-style-type: none">* 医師の名・診療科目・ビル名称・町名 等
<p>3 院内掲示義務（医療法第14条の2 規則第9条の3）</p> <p>診療所内の入口、受付または待合所付近の見やすい場所に次に掲げる事項を掲示しなければならない。</p> <p>管理者の氏名</p> <p>診療に従事するすべての医師・歯科医師の氏名</p> <p>診療に従事するすべての医師・歯科医師の診療日および診療時間</p>
<p>4 広告に関する規定（医療法第6条の5）平成19年4月1日から</p> <p>次に掲げる事項以外については広告してはならない。</p> <p>医師・歯科医師である旨。</p> <p>診療科</p> <p>診療所の名称・電話番号・所在地・管理者の氏名</p> <p>診療日・診療時間・予約診療の実施の有無</p> <p>保険医療機関、労災・救急等各種指定医療機関または医師・歯科医師である旨</p> <p>入院設備、病床の種別ごとの数、従業者の数、施設、設備、従業者に関すること</p> <p>医療従事者の氏名、年齢、性別、役職、略歴、その他厚生労働大臣が定めるもの</p> <p>患者または家族からの医療に関する相談に応ずるための措置、医療の安全を確保するための措置、個人情報 の適正な取扱いを確保するための措置等</p> <p>他の医療機関との連携に関する事項</p> <p>診療録等に係る情報の提供、退院後の療養に必要な情報の提供</p> <p>提供される医療の内容に関する事項であって厚生労働大臣が定めるもの</p> <p>患者の平均的な入院日数、平均的な外来患者または入院患者の数、その他医療の提供の結果に関する事項であって、厚生労働大臣が定めるもの。</p> <p>その他厚生労働大臣が定めるもの</p>

8 変更に関する届（建物の構造概要等）

開設届出内容に変更があった場合は、以下の手続きが必要です。

- 開設者が医師の場合（無床）・・・診療所開設届出事項中一部変更届
- 開設者が医師の場合（有床）・・・診療所開設届出事項中一部変更届
 ・・・診療所開設届出事項中一部変更使用許可申請
- 開設者が非医師の場合（無床）・・・診療所開設許可事項中一部変更許可申請
- 開設者が非医師の場合（有床）・・・診療所開設許可事項中一部変更許可申請
 ・・・診療所開設許可事項中一部変更使用許可申請

変更届は変更後 10 日以内、変更許可申請と使用許可申請は事前提出となります。使用許可申請には手数料と使用前の検査が必要となります。

病床数変更については、東京都に病床数設置許可事項一部変更届を提出する必要があります。

提出書類		部数	注意事項
診療所開設届出事項中一部変更届 (医師の開設)		2	変更事項にはどこを変更したかを記載してください。変更前・変更後は「別紙のとおり」と記載し、図面を添付してください。
添付書類	新・旧図面	2	敷地、建物の構造概要変更部分を赤枠等で明示してください。ただし、室の用途のみを変更する場合は、図面に用途の新・旧を明示してもかまいません。必要に応じて面積表を添付してください。
診療所開設許可事項中一部変更許可申請書 (非医師の開設)		2	上記に同じ
添付書類	新・旧図面	2	上記に同じ
診療所開設許可(届出)事項中一部変更使用許可申請書 (有床診療所)		2	申請手数料 保健所検査 22,000 円 自主検査 3,200 円

「診療所開設届出事項中一部変更届」と「診療所開設許可事項中一部変更届」は、共通様式として「診療所（助産所）開設許可（届出）事項中一部変更届」（第 11 号様式）を使用しています。

「診療所開設許可事項中一部変更許可申請書」（第 5 号様式）は、診療所・歯科診療所・助産所共通様式を使用しています。

「診療所開設許可（届出）事項中一部変更使用許可申請書」（第 22 号様式）は、診療所・歯科診療所・助産所共通様式を使用しています。

9 変更に関する届（診療科目・診療日・診療時間・管理者住所）

変更後 10 日以内に届けてください。

提出書類	部数	注意事項
診療所開設届出事項中 一部変更届 (医師の開設)	2	変更前、変更後を記入してください。 新たに標榜しようとする診療科目の診察室が必要となる場合があります。 麻酔科を標榜する場合は、標榜許可証の写し（本証と照合します）を添付してください。
診療所開設許可事項中 一部変更届 (非医師の開設)	2	上記に同じ

「診療所開設届出事項中一部変更届」と「診療所開設許可事項中一部変更届」は、共通様式として「診療所（助産所）開設許可（届出）事項中一部変更届」（第 11 号様式）を使用しています。

10 変更に関する届（従事者）

変更後 10 日以内に届けてください。

提出書類	部数	注意事項
診療開設届出事項中一部変更届（従事者用）	2	医療職免許証を保有する医療従事者（医師・歯科医師・看護師・薬剤師等）は職名・氏名・免許証番号・登録年月日を記載します。 医師・歯科医師は上記に加えて、摘要欄に担当する診療科目、診療日時を記載してください。 変更前・後の各職種の人数を記載してください。
添付書類 診療に従事する医師（歯科医師）の医師（歯科医師）免許証の写し及び臨床研修修了登録証の写し	2	医師（歯科医師）免許証については原則として本証を提示してください。 臨床研修修了登録証は対象者のみ。
医療従事者免許証の写し	2	医師（歯科医師）以外の医療従事者免許証については本証の提示は省略できます。

「診療所開設届出事項中一部変更届（従事者用）」は、共通様式として「診療所（歯科診療所・助産所）開設届出事項中一部変更届」（第 11 号の 2 様式）を使用しています。

1 1 変更に関する届（管理者）

非医師が開設している診療所の管理者の変更時は、変更後 10 日以内に届けでてください

提出書類		部数	注意事項
診療所開設届出事項中一部変更届		2	変更前、変更後を記入します。
添付書類	管理者の臨床研修修了登録証の写及び医師(歯科医師)免許証の写し	2	臨床研修修了登録証および免許証の本証を提示してください。 臨床研修修了登録証は対象者のみ。
	管理者の職歴書	2	住所、氏名、生年月日、連絡先、学歴及び職歴を記載し、押印してください。 職歴は各勤務先の入職・退職と当該診療所の管理者に就任したことを記載してください。 開設者が医療法人の場合は、管理者が法人の理事に就任したことも記載してください。
	法人の理事に就任していることが分かる書類の写し	2	開設者が医療法人の場合は、新管理者が法人の理事に就任したことがわかる書類を添付してください。 (例：理事会議事録等)

新・旧管理者が診療所に対して入職または退職する場合は、「診療所（歯科診療所・助産所）開設届出事項中一部変更届」（第 11 号の 2 様式）の届出も併せて必要となります。

医療法人の代表者の変更は届出の必要がありません。ただし、医療法人の代表者が管理者となっていて、代表者変更に伴い管理者も変更となる場合は、代表者の変更と管理者の変更が必要となります。医師が開設している診療所の管理者変更は開設者の変更となりますので、診療所の廃止と開始の手続きが必要です。

1 2 廃止届

診療所を廃止した場合は、廃止後 10 日以内に保健所に届けでてください。

提出書類	部数	注意事項
廃止届	2	廃止の理由（移転や完全廃止等）廃止年月日を記載します。

診療用エックス線装置がある場合は、その廃止届も必要です。

医師（歯科医師）による開設で開設者が死亡した場合は、廃止届ではなく、開設者死亡届と医師（歯科医師）籍まっ消申請書の提出が必要となります。

標榜診療科名について（平成20年4月1日施行）

（1）医業について

【単独の名称をもって診療科名とするもの】

内科、外科、精神科、アレルギー科、リウマチ科、小児科、皮膚科、泌尿器科、産婦人科（産科、婦人科）、眼科、耳鼻いんこう科、リハビリテーション科、放射線科（放射線診断科、放射線治療科）、病理診断科、臨床検査科、救急科、麻酔科（許可制）

【組み合わせにより診療科名とするもの】

政令、省令で定められた事項	単独名称
(1) 身体や臓器の名称 頭頸部、胸部、腹部、呼吸器、消化器、循環器、気管食道、肛門、血管、心臓血管、腎臓、脳神経、神経、血液、乳腺、内分泌、代謝、 頭部、頸部、気管、気管支、肺、食道、胃腸、十二指腸、小腸、大腸、肝臓、胆のう、膵臓、心臓、脳、脂質代謝	+
(2) 患者の年齢、性別等の特性 男性、女性、小児、老人、 周産期、新生児、児童、思春期、老年、高齢者	
(3) 診療方法の名称 整形、形成、美容、心療、薬物療法、透析、移植、光学医療、生殖医療、疼痛緩和、 漢方、化学療法、人工透析、臓器移植、骨髄移植、内視鏡、不妊治療、緩和ケア、ペインクリニック	
(4) 患者の症状、疾患の名称 感染症、腫瘍、糖尿病、アレルギー疾患、 性感染症、がん	
	内科 外科 精神科 アレルギー科 リウマチ科 小児科 皮膚科 泌尿器科 産婦人科 （産科、婦人科） 眼科 耳鼻いんこう科 リハビリテーション科 放射線科 （放射線診断科、放射線治療科） 病理診断科 臨床検査科 救急科

《組み合わせのルール》

上記(1)から(4)までの事項のうち、異なる区分に属する複数の事項を組み合わせることができる。

同じ区分に属する事項同士は、複数組み合わせることができない。

【例】「内科」と「(2)老人」と「(2)小児」とを組み合わせると「老人小児内科」とすることはできないが、「老人・小児内科」又は「老人内科」、「小児内科」とすれば標榜可能

不合理な組み合わせはできない。（省令で規定。下表参照）

診療科名	不合理な組み合わせとなる事項
内科	整形、形成
外科	心療
アレルギー科	アレルギー疾患
小児科	小児、老人、老年、高齢者
皮膚科	呼吸器、消化器、循環器、気管食道、心臓血管、腎臓、脳神経、気管、気管支、肺、食道、胃腸、十二指腸、小腸、大腸、肝臓、胆のう、膵臓、心臓、脳
泌尿器科	頭頸部、胸部、腹部、呼吸器、消化器、循環器、気管食道、心臓血管、脳神経、乳腺、頭部、頸部、気管、気管支、肺、食道、胃腸、十二指腸、小腸、大腸、肝臓、胆のう、膵臓、心臓、脳
産婦人科	男性、小児、児童
眼科	胸部、腹部、呼吸器、消化器、循環器、気管食道、肛門、心臓血管、腎臓、乳腺、内分泌、頭部、頸部、気管、気管支、肺、食道、胃腸、十二指腸、小腸、大腸、肝臓、胆のう、膵臓、心臓
耳鼻いんこう科	胸部、腹部、消化器、循環器、肛門、心臓血管、腎臓、乳腺、内分泌、胃腸、十二指腸、小腸、大腸、肝臓、胆のう、膵臓、心臓

(2) 歯科医業について

【単独の名称をもって診療科名とするもの】

歯科

【組み合わせにより診療科名とするもの】

政令で定められた事項（現時点で省令の定めなし）	単独名称
(1) 患者の年齢を示す名称 小児	歯科
(2) 歯科医学的処置のうち歯科医学的知見等に照らし特定の領域を表す用語 矯正、口腔外科	

《組み合わせのルール》

上記(1)及び(2)の事項を複数組み合わせることができる。

同じ分類に属する事項は、複数組み合わせることができない。

不合理な組み合わせはできない。（省令で規定。現時点で規定なし）

(3) 経過措置について

従来、広告可能と認められていた診療科名のうち以下に掲げる診療科名については、今回の改正により平成20年4月1日以降、診療科名として広告することはできなくなるが、同日前から広告していたものについては、看板の書き換え等、広告の変更を行わない限り、引き続き広告することができる。

[神経科、呼吸器科、消化器科、胃腸科、循環器科、皮膚泌尿器科、性病科、こう門科、気管食道科]

(4) 広告する診療科名の数について

患者等による自分の症状等に合ったより適切な医療機関の選択を行うことを支援する観点から、医療機関においては、当該医療機関に勤務する医師又は歯科医師一人に対して主たる診療科名を原則2つ以内とし、診療科名の広告に当たっては、主たる診療科名を大きく表示するなど、他の診療科名と区別して表記することが望ましいものとする。

(5) 診療科名の組み合わせの表示形式について

「科」と組み合わせて表示 [表示例] 「呼吸器内科」、「消化器内科」

「・科」と組み合わせて表示 [表示例] 「肝臓・消化器外科」、「糖尿病・代謝内科」

「科()」と組み合わせて表示 [表示例] 「内科(循環器)」

(6) 診療科名として認められないもの

省令で規定された不合理な組み合わせ

法令に根拠のない名称及び法令に根拠のない名称と診療科名とを組み合わせた名称

【例】 医科に関する名称

呼吸器科、循環器科、消化器科、女性科、老年科、化学療法科、疼痛緩和科、ペインクリニック科、糖尿病科、性感染症科 など

歯科に関する名称

インプラント科、審美歯科

【参考資料】

通常考えられる診療科名の具体例

医 科	内科	外科	精神科
	呼吸器内科	頭頸部外科	児童精神科
	消化器内科	胸部外科	老年精神科
	循環器内科	腹部外科	アレルギー科
	内科（循環器）	呼吸器外科	リウマチ科
	気管食道内科	消化器外科	小児科
	腎臓内科	気管食道外科	小児科（新生児）
	神経内科	肛門外科	皮膚科
	血液内科	心臓血管外科	小児皮膚科
	内分泌内科	脳神経外科	美容皮膚科
	代謝内科	乳腺外科	泌尿器科
	胃腸内科	食道外科	神経泌尿器科
	心臓内科	胃腸外科	男性泌尿器科
	脂質代謝内科	大腸外科	小児泌尿器科
	女性内科	肝臓外科	泌尿器科（人工透析）
	新生児内科	胆のう外科	泌尿器科（不妊治療）
	老年内科	膵臓外科	産婦人科
	心療内科	心臓外科	産科
	内科（薬物療法）	小児外科	婦人科
	疼痛緩和内科	整形外科	産婦人科（生殖医療）
	漢方内科	形成外科	眼科
	人工透析内科	美容外科	小児眼科
	内科（骨髄移植）	移植外科	耳鼻いんこう科
	内視鏡内科	内視鏡外科	気管食道・耳鼻いんこう科
	ペインクリニック内科	外科（内視鏡）	小児耳鼻いんこう科
	内科（ペインクリニック）	ペインクリニック外科	リハビリテーション科
	感染症内科	腫瘍外科	放射線科
	内科（感染症）	外科（がん）	放射線診断科
	腫瘍内科		放射線治療科
	糖尿病内科		腫瘍放射線科
アレルギー疾患内科		病理診断科	
性感染症内科		臨床検査科	
		救急科	
		など	
歯 科	歯科		
	小児歯科		
	矯正歯科		
	歯科口腔外科		

【参考資料】

複数の事項を組み合わせた通常考えられる診療科名の具体例

医 科	血液・腫瘍内科	小児腫瘍外科	頭頸部・耳鼻いんこう科
	糖尿病・代謝内科	女性乳腺外科	美容皮膚科（漢方）
	老年心療内科	移植・内視鏡外科	
	老年・呼吸器内科	消化器・移植外科	
	消化器内科（内視鏡）	ペインクリニック整形外科	
	腎臓内科（人工透析）	脳・血管外科	
	腫瘍内科（疼痛緩和）	肝臓・胆のう・膵臓外科	
	大腸・肛門外科		
	腎臓外科（臓器移植）		
		など	
歯 科	小児矯正歯科		など

東京事務所の所在地

住所	〒163-1111東京都新宿区西新宿6丁目22-1新宿スクエアタワー11階
電話	審査課代表03-6692-5119 (保険医療機関等の指定申請、施設基準等に関する問い合わせ) 指導課代表03-6692-5126 (保険医療機関等の指導、診療報酬算定等に関する問い合わせ)
FAX	03-6698-5447
アクセス	東京メトロ西新宿駅 徒歩7分
地図	